

登録講習のご案内

■登録講習とは

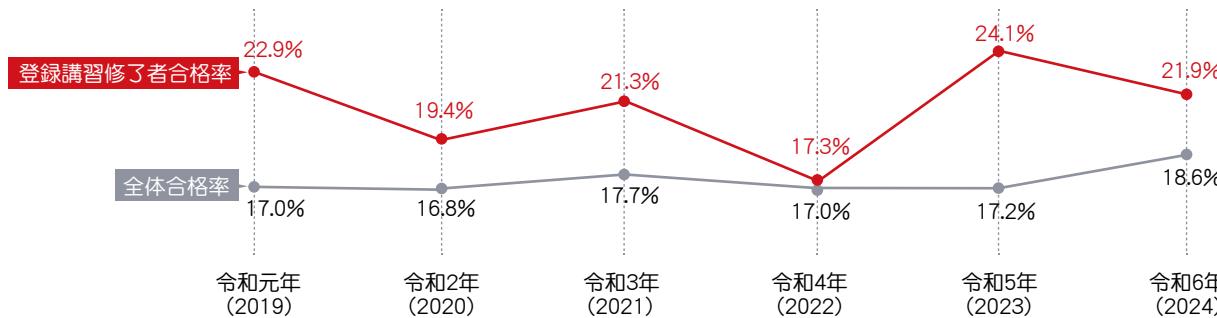
「登録講習」は、宅地建物取引業法第16条第3項の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた機関が実施する講習です。宅地建物取引業に従事している方に対し、「業務の適正化」及び「資質の向上」を図るため、必要な知識を習得していただく事を目的としています。「登録講習」は宅地建物取引業に従事し、登録講習受講申込時から講習終了時まで有効な宅建業従業者証明書をお持ちの方が受講できる講習です。

登録講習内で実施する修了試験に合格した登録講習修了者には、「登録講習修了者証明書」が交付され、その交付日（登録講習修了試験の合格日）から3年以内に行われる宅建試験において、宅建試験問題の一部が免除されます。

魅力的なメリット！

宅建試験で**5問免除**となり、合格の可能性がアップ！具体的に免除される問題は、例年、問46～50の5問です。

登録講習において学習する内容は、宅建試験で5問免除にならない科目も多く含まれております。したがって、登録講習を受講することにより宅建試験の対策にも繋がります。



[不動産適正取引推進機構発表の宅建試験実施結果より]



名古屋校 登録講習日程及び手続き方法

日 程

▶下記1～3期より選択できます。

	Web登録期限	教材発送日	スクーリング日程
第1期	3月 6日(金)	3月 20日(金)	5月 31日(日) & 6月 7日(日)
第2期	3月 31日(火)	4月 10日(金)	6月 21日(日) & 6月 28日(日)
第3期	4月 8日(水)	4月 20日(月)	7月 1日(水) & 7月 8日(水)

※スクーリングは各期共通、1日目 10:00～16:50、2日目 10:00～16:00（両日とも受付9:30）となります。

受講対象者

受講対象者は、宅地建物取引業に従事し、登録講習受講申込時～講習終了時まで有効な「従業者証明書」（受講資格）をお持ちの方

受講料

16,000円（消費税・教材費込み）※入学金は不要です

申込方法

こちらの専用フォームから申込登録を行ってください。

※その後のお手続きは申込みサイトでご確認ください。

<申込フォーム URL >

<https://www.ohara.ac.jp/form/d/takken/>

